

平成30年第2回定例会9月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 7 3 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 4 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 5 号 明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 6 号 平成 3 0 年度明石市一般会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 7 7 号 財産区有財産の無償譲渡のこと
- 〃 第 7 8 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 7 9 号 平成 2 9 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 0 件
- 〃 第 8 9 号
- 〃 第 9 0 号 平成 2 9 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 9 1 号 平成 2 9 年度明石市大蔵海岸整備事業会計決算
- 〃 第 9 2 号 平成 2 9 年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分のこと
- 報告第 1 7 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 8 号 平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 1 9 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 2 0 号 一般財団法人あかしこども財団の事業計画及び事業予算書（平成 3 0 年度）報告のこと
- 〃 第 2 1 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 2 9 年度決算）報告のこと
- 〃 第 2 2 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果報告のこと

1 要 旨

平成30年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、市たばこ税の税率を引き上げるとともに、中小企業の先端設備に係る固定資産税の特例措置を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 市たばこ税の税率の引上げ (1,000本につき)

～平成30年9月30日	5,262円
平成30年10月1日～平成32年9月30日	5,692円
平成32年10月1日～平成33年9月30日	6,122円
平成33年10月1日～	6,552円

(2) 旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止時期の延期

旧3級品の製造たばこに係る特例税率（1,000本につき4,000円）の廃止時期を、平成31年3月31日から平成31年9月30日に延期する。

(3) 中小企業の先端設備投資に係る特例措置の新設

生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき中小企業が導入した償却資産に係る固定資産税を、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分限り零とする。

(4) 基礎控除等の見直し

均等割及び所得割の非課税限度額を10万円引き上げるほか、合計所得金額が2,500万円を超える者について基礎控除の適用を行わないこととする。

(5) その他所要の整備

3 施行期日

平成30年10月1日。ただし、2の(4)は平成33年1月1日。2の(5)の一部は平成31年1月1日又は平成32年4月1日。

1 要 旨

建築基準法の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設しようとするもの。

2 内 容

(1) 接道規制の特例の対象となる建築物の認定に係る手数料の新設

国土交通省令で定める基準に適合する建築物のうち、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、建築基準法上の道路に2 m以上接しなければならないとする規制を適用しないとする特例が新設されることに伴い、当該特例の対象となる建築物の認定に係る手数料を新設する。

(2) 1年を超えて使用する仮設建築物の建築許可に係る手数料の新設

国際的規模の競技会等に供する仮設興行場等の仮設建築物については、特別の必要性があるものとして1年を超えて使用することができるようになることに伴い、当該仮設建築物の建築の許可に係る手数料を新設する。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

森田会館を地元自治会に譲渡し、一層地域に密着した施設とするため、財産区立会館としての当該会館を廃止しようとするもの。

2 内 容

財産区立会館の名称等を定めた別表から森田会館の項を削るとともに、森田会館の使用料を定めた料金表を削る。

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で、民間施設の危険ブロック塀等撤去費用に対する助成に係る住宅耐震化促進事業費、市税賦課徴収事務事業費、財政基金積立金等を追加するとともに、歳入で、繰越金、国庫支出金等を追加するもの。

また併せて、焼却施設等包括管理事業及び地域総合支援センター整備事業について、債務負担行為を追加するとともに、給食センター調理等業務委託について、債務負担行為を変更するもの。

〔 補正額 445,700 千円 補正後 109,950,369 千円 〕

歳 入

国庫支出金	30,250 千円	土木費国庫補助金	19,750 千円
		民生費国庫委託金	10,500 千円
県支出金	1,967 千円	土木費県補助金	
繰越金	392,983 千円	前年度繰越金	
市債	20,500 千円	総務債	16,000 千円
		消防債	4,500 千円

歳 出

投資的経費	20,700 千円	市民会館施設整備事業費	16,000 千円
		災害対策一般事務事業費	4,700 千円
補助費等	100,000 千円	市税賦課徴収事務事業費	50,000 千円
		住宅耐震化促進事業費	39,500 千円
		国民年金事業費	6,000 千円
		更生支援事業費	4,500 千円
積立金	325,000 千円	財政基金積立金	

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
焼却施設等包括管理事業	4,190,000	H31～H35
地域総合支援センター整備事業	320,000	H31

変 更 分

事 項	補正前		補正後	
	限度額 (千円)	期間 (年度)	限度額 (千円)	期間 (年度)
給食センター調理等業務委託	81,940	H31	96,840	H31

議案第 77 号

財産区有財産の無償譲渡のこと

1 要 旨

財産区有財産を無償譲渡することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

無償譲渡しようとする建物及び相手方

名 称	森田村財産区立森田会館
位 置	明石市大久保町森田163番地の2
構 造 及 び 面 積	鉄筋コンクリート造2階建 延 162.95平方メートル
相手方	森田自治会 会長 藤 田 保 夫

1 要 旨

東播都市計画道路事業による新設道路（山手環状線西工区）を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数	1 路線
イ 延長	4 8 0 メートル
ウ 面積	7, 7 0 0 平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数	3, 0 6 4 路線
イ 延長	6 3 4, 1 2 8 メートル
ウ 面積	4, 5 5 1, 6 7 9 平方メートル

議案第 7 9 号
)
 議案第 9 2 号

平成 2 9 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公
 営企業会計決算等

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に
 より、平成 2 9 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決
 算につき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

平成 2 9 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A	B	C = A - B	D	E = C - D
		歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	繰越財源	実質収支額
一 般 会 計		102,588,530	101,875,608	712,922	63,722	649,200
特 別 会 計	葬 祭 事 業	578,597	578,597	0	0	0
	国民健康保険事業	38,011,490	33,672,882	4,338,608	0	4,338,608
	財 産 区	5,823,244	146,980	5,676,264	0	5,676,264
	公共用地取得事業	161,240	130,160	31,080	0	31,080
	石ヶ谷墓園整備事業	392,358	121,223	271,135	14,000	257,135
	農業共済事業	12,616	11,170	1,446	0	1,446
	地方卸売市場事業	86,416	86,416	0	0	0
	介護保険事業	21,792,306	21,314,486	477,820	0	477,820
	後期高齢者医療事業	3,627,035	3,532,756	94,279	0	94,279
	病院事業債管理	896,142	896,142	0	0	0
小 計		71,381,444	60,490,812	10,890,632	14,000	10,876,632
合 計		173,969,974	162,366,420	11,603,554	77,722	11,525,832

※ 各会計毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

平成 2 9 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A	B	C = A - B	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
		収 入	支 出	差 引		
水 道 事 業	収益的収支	6,894,742	6,013,682	881,060	817,648	1,463,099
	資本的収支	79,359	1,967,316	△1,887,956		
大蔵海岸整備事業	収益的収支	8,200,078	9,325,942	△1,125,864	△1,125,864	△958,667
	資本的収支	0	8,160,000	△8,160,000		
下 水 道 事 業	収益的収支	9,204,058	8,236,026	968,033	891,841	1,650,898
	資本的収支	2,819,963	6,025,699	△3,205,737		
合 計	収益的収支	24,298,878	23,575,649	723,229	583,625	2,155,330
	資本的収支	2,899,322	16,153,015	△13,253,693		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

1 要 旨

損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年8月15日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 78,840円
- (2) 相手方 加古川市に所在する法人
- (3) 事故の内容 平成30年7月20日明石市魚住町西岡2181番地の1の相手方所有のマンションの1階駐車場において、福祉局生活支援室生活福祉課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車天井梁に接触し、損害を与えたもの。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	平成29年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	2.9	25.0	35.0
将来負担比率	41.5	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	平成29年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
大蔵海岸整備事業会計	—		
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第19号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の平成29年度の決算書等及び平成30年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第20号

一般財団法人あかしこども財団の事業計画及び事業予算書（平成30年度）報告のこと

一般財団法人あかしこども財団の平成30年度の事業計画及び事業予算書を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 1 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 29 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 29 年度の決算書等を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 2 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 2 9 事業年度の業務実績及び第 2 期中期目標の期間（平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで）の終了時に見込まれる当該期間における業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第 2 8 条第 5 項の規定に基づき報告するもの。